令和６年度分

事務事業評価並びに教育長及び
教育委員活動自己点検評価結果
報告書

令和７年 10 月

霧島市教育委員会

目　　次

教育委員会自己点検評価制度の概要等について・・・・・・・・・・・・・・・・・1

霧島市教育委員会外部評価委員会設置規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

霧島市教育委員会外部評価委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

霧島市教育委員会事務事業評価 対象事業一覧表 ・・・・・・・・・・・・・・6

霧島市教育委員会事務事業評価表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7～11

霧島市教育委員会における教育長及び教育委員活動自己点検評価結果
報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12～13

資料
　令和６年度霧島市教育長及び教育委員活動状況調査表・・・・・・・・14～17
　令和６年度霧島市教育長及び教育委員会の自己点検・評価シート・・・・・18

教育委員会自己点検評価制度の概要等について

１　制度の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、平成 20 年度からすべての教育委員会が、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検、評価を行い、その実施にあたっては、学識経験者の知見を活用するよう義務付けられた。また、その結果については議会へ報告し、市民に対して公表することが規定されている。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条　教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第１項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第４項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

２　教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

２　霧島市教育委員会の取組

霧島市教育委員会では、令和６年度の 103 にわたる事務事業と教育長及び教育委員の活動状況について、それぞれ点検、評価を実施した。その後、平成 27 年に策定した霧島市教育委員会外部評価委員会設置規程に基づき委嘱した５人の外部評価委員から当該評価について、外部の客観的視点から評価がなされた。これら教育委員会の評価及び外部評価委員によりなされた評価の結果を市議会に報告するとともに霧島市ホームページで公表する。

（１）教育に関する事務の管理及び執行状況のうち、事務事業の点検、評価

霧島市では、行政評価に取り組んでおり、評価の方法として施策評価と事務事業評価の２つの評価を実施している。教育委員会では、改革改善が必要と判断した事務事業のうち、主なものを抽出（Ｐ６参照）し、外部評価委員による点検、評価がなされ、付された意見を報告する。

（２）教育長及び教育委員の活動状況の点検、評価

教育長及び教育委員は、会議の運営・改善の状況、市民との意見交換の活動状況及び教育委員会の直接事務の状況などについて、自己点検・評価した。教育委員会では、その点検・評価した結果に対し、外部評価委員による点検、評価がなされ、付された意見を併せて報告する。

３　令和７年度取組の経過

教育長及び教育委員の活動状況の点検、評価

６月26日	【６月教育委員会定例会】 令和６年度教育長及び教育委員の活動状況について、討論を行い自己点検・評価シート（評価点）の作成
８月21日	【第１回外部評価委員会】 教育長及び教育委員の活動状況について、第１回外部評価委員会において審議

事務事業の点検、評価

３～５月	【担当課長等による評価】 教育委員会事務局各課において、103事務事業の評価の実施
８月19日	【８月教育委員会定例会】 改革改善が必要と判断した主な５事務事業について、定例教育委員会で評価結果等の討論を行い、教育委員の意見を追加
10月２日	【第２回外部評価委員会】 改革改善が必要と判断した主な５事務事業について、第２回外部評価委員会において審議

市議会への報告及び公表

10月	【市議会へ報告】 事務事業評価並びに教育長及び教育委員自己点検評価結果報告書を作成し、市議会へ報告
10月	【市民への公表】 霧島市ホームページにおいて、報告書の公表

○霧島市教育委員会外部評価委員会設置規程

霧島市教育委員会訓令第３号
平成２７年７月２３日

（設置）

第１条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条に基づき、霧島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する事務の管理及び執行の状況についての点検結果に係る評価並びに教育委員の活動状況についての点検結果に係る評価に関し、評価の客観性を確保し、透明性を高めるため、霧島市教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第２条　委員会は、委員５人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者について教育委員会が委嘱する。

(1)　市内高等教育機関関係者のうち、知見を有する者

(2)　市内企業関係者のうち、知見を有する者

(3)　社会教育、社会体育及び芸術文化関係者のうち、知見を有する者

(4)　前３号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

（任期）

第３条　委員の任期は、委嘱した日から当該委嘱日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

2　委員に欠員が生じた場合は、これを補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第４条　委員会に委員長１人を置く。

2　委員長は、委員の互選により選出する。

3　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4　委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した委員がその職務を代行する。

（会議）

第５条　委員会の会議（以下「会議という。」）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3　会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（審議事項）

第６条　委員会で審議する事項は、次のとおりとする。

(1)　教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検結果に係る

評価に関すること。

(2)　教育委員の活動状況点検結果の評価に関すること。

(3)　その他委員会が必要と認める事項

（報告）

第７条　委員会は、前条第 1 号及び第 2 号に規定する評価が終了したときは、その結果を議会に報告しなければならない。

（公表）

第８条　前条に規定する評価結果は、議会への報告が終了した後公表するものとする。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

（その他）

第 10 条　この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この訓令は、平成 27 年 7 月 23 日から施行する。

霧島市教育委員会　外部評価委員会委員名簿

区　　分	氏　　名
高等教育機関代表	仮 屋　孝 二
企業代表	家 村　孝 子
社会教育有識者代表	黒 木　孝 一
社会体育有識者代表	山 口　智 子
芸術文化有識者代表	中 原　一 成

令和７年度（令和６年度実施事業評価分）
霧島市教育委員会 事務事業評価 対象事業一覧表

No.	課等名	事務事業名	頁
1	教育総務課	小学校スクールバス運行事業	7
2	教育総務課	中学校スクールバス運行事業	8
3	学校教育課	小学校特別支援教育推進事業	9
4	学校教育課	中学校特別支援教育推進事業	10
5	社会教育課	二十歳の祝典開催事業	11

※改革改善が必要と判断した事務事業のうち、主なものを抽出した。

令和７年度（令和６年度実施事業評価分）
霧島市教育委員会　事務事業評価表

<table>
<tr><td colspan="3">事務事業名</td><td>事務事業の概要</td></tr>
<tr><td colspan="3">小学校スクールバス運行事業</td><td>徒歩や民間のバス等で通学することのできない児童のために、牧園・福山地区においてスクールバスを朝夕運行しているが、そのスクールバスの維持管理を行っている。</td></tr>
<tr><td colspan="3">成果指標名と実績値</td><td>令和６年度の実績（取組）及び成果</td></tr>
<tr><td rowspan="2">指標</td><td colspan="2">①通学中のスクールバスに係る事故発生件数
②スクールバスを利用した児童の延べ人数</td><td rowspan="3">小学校費で3コース9便を運行し、路線バスやJRなどの通学手段のない遠距離通学児童生徒の通学手段を確保し、安全に通学することができた。
また、土曜授業に対応するため、路線バス委託等を行い、児童生徒の通学手段を確保した。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実績値</td><td>R5</td><td>①0件
②4,664人</td></tr>
<tr><td>R6</td><td>①0件
②3,945人</td></tr>
<tr><td colspan="3">令和７年度以降の改革改善の内容
（取り組むべき課題）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">外部評価</td><td>《小学校・中学校スクールバス運行事業　共通評価》
●目的妥当性、有効性、効率性の振り返りについては、問題なく対応している。
●今後の少子化がさらに進む状況を考えると５年後や10年後の対応策を検討する時期に来ている。同時に公平性の問題も含めての議論が必要である。
●スクールバス運行事業として、現在実施中である乗車対象者の小学生と中学生の区別をしないフレキシブルな運行に、今後も期待したい。
●子ども達にとって不可欠な通学手段であるため、事業を継続していただきたい。
●通学手段の確保は教育の環境の維持と児童生徒の安全に不可欠な事業であり評価できる。
●車両の維持管理費や運転手などの人件費等が大きいので県や国の補助などを活用して予算確保に努めてほしい。今後も持続可能な形で事業の継続を希望する。
●スクールバスを利用する児童・生徒が安全に安心して通学していることを評価する。
●山間・過疎地域を含む霧島市において，教育を受ける権利の公平性を保障する上で必須の事業である。
●民間事業者による路線バス等の路線の廃止や減便等に伴い、益々通学が困難になるなかで，安全・安心な通学手段の確保という観点からも公費によるスクールバスの運行は一層の必要性が高まっており，今後，事業の拡充も視野に検討されるべきである。</td></tr>
</table>

令和７年度（令和６年度実施事業評価分）
霧島市教育委員会　事務事業評価表

<table>
<tr><th colspan="3">事務事業名</th><th>事務事業の概要</th></tr>
<tr><td colspan="3">中学校スクールバス運行事業</td><td>徒歩や民間のバス等で通学することのできない生徒のために、横川・牧園・霧島地区においてスクールバスを朝夕運行しているが、そのスクールバスの維持管理を行っている。</td></tr>
<tr><td colspan="3">成果指標名と実績値</td><td>令和６年度の実績（取組）及び成果</td></tr>
<tr><td rowspan="3">指標</td><td colspan="2">①通学中のスクールバスに係る事故発生件数
②スクールバスを利用した児童の延べ人数</td><td rowspan="3">中学校費で7コース19便を運行し、路線バスやJRなどの通学手段のない遠距離通学児童生徒の通学手段を確保し、安全に通学することができた。
また、土曜授業に対応するため、路線バス委託等を行い、児童生徒の通学手段を確保した。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実績値</td><td>R5</td><td>①0件
②16,960人</td></tr>
<tr><td>R6</td><td>①0件
②16,403人</td></tr>
<tr><td colspan="3">令和７年度以降の改革改善の内容
（取り組むべき課題）</td><td>路線バスの廃線が増えつつあることから、スクールバスも含めた代替手段の検討が必要となる。
牧園地区の34人乗りスクールバスは、エアコン等が故障し部品が無く修繕もできないため、夏場利用者の熱中症等が懸念される。初回登録から約25年が経過することから買替を行い、利用者の安全を確保する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">外部評価</td><td>《小学校・中学校スクールバス運行事業　共通評価》
●目的妥当性、有効性、効率性の振り返りについては、問題なく対応している。
●今後の少子化がさらに進む状況を考えると５年後や10年後の対応策を検討する時期に来ている。同時に公平性の問題も含めての議論が必要である。
●スクールバス運行事業として、現在実施中である乗車対象者の小学生と中学生の区別をしないフレキシブルな運行に、今後も期待したい。
●子ども達にとって不可欠な通学手段であるため、事業を継続していただきたい。
●通学手段の確保は教育の環境の維持と児童生徒の安全に不可欠な事業であり評価できる。
●車両の維持管理費や運転手などの人件費等が大きいので県や国の補助などを活用して予算確保に努めてほしい。今後も持続可能な形で事業の継続を希望する。
●スクールバスを利用する児童・生徒が安全に安心して通学していることを評価する。
●山間・過疎地域を含む霧島市において，教育を受ける権利の公平性を保障する上で必須の事業である。
●民間事業者による路線バス等の路線の廃止や減便等に伴い、益々通学が困難になるなかで，安全・安心な通学手段の確保という観点からも公費によるスクールバスの運行は一層の必要性が高まっており，今後，事業の拡充も視野に検討されるべきである。

《中学校スクールバス運行事業》
●スクールバスの買替については、安全性や手段の確保の観点から適切な判断と評価できる。
●スクールバスの老朽化は事故にも繋がるため予算を確保して子ども達の安全な送迎に努めていただきたい。
●老朽化している車体について、計画的に予算計上していることは評価できる。
●今後の課題として、児童・生徒数の減に対してスクールバスの運行にどのような施策がとれるのかについて、地域の声に耳を傾ける事を期待したい。</td></tr>
</table>

令和７年度（令和６年度実施事業評価分）
霧島市教育委員会　事務事業評価表

<table>
<tr><th colspan="3">事務事業名</th><th>事務事業の概要</th></tr>
<tr><td colspan="3">小学校特別支援教育推進事業</td><td>LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症などの特別な支援を必要とする児童が在籍する学級、通常の学級運営が困難な学級に特別支援教育支援員を配置し、円滑な学級運営を行う。</td></tr>
<tr><th colspan="3">成果指標名と実績値</th><th>令和６年度の実績（取組）及び成果</th></tr>
<tr><td rowspan="2">指標</td><td colspan="2">適切な支援を受けられた児童数</td><td rowspan="3">・特別支援教育支援員を25校に61人配置し、全体で特別な支援が必要な児童の96.2%の児童に対して支援・配慮を行うことができた。
・地方交付税交付金による措置がなされているが、本市の実状から、限られた予算内で可能な限り多くの特別支援教育支援員を配置することができた。
・年２回（４月、９月）一同に集まり研修会を行うことで資質の向上が図られた。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実績値</td><td>R5</td><td>1,398人</td></tr>
<tr><td>R6</td><td>1,422人</td></tr>
<tr><td colspan="3">令和７年度以降の改革改善の内容
（取り組むべき課題）</td><td>支援を必要としている児童が増えていることから、さらなる拡充を図り、より支援が行き届くようにしていきたい。令和７年度は、小学校で数名の支援員を補充したい。</td></tr>
<tr><td colspan="3">外部評価</td><td>《小学校・中学校特別支援教育推進事業　共通評価》
●目的妥当性、有効性、効率性の振り返りについては、問題なく対応していると評価できる。
●支援を必要とする児童生徒一人一人に応じた指導が可能になり、教育の質の向上に寄与する事業であり評価できる。
●支援を必要としている児童生徒が増えていることから特別支援教育支援員の体制や質の向上に努めていただきたい。
●学びの保障、教育の公平性を確保する上で重要な事業であり、継続的に取り組んでいただきたい。
●支援を必要とする児童数と割合が増加しており、今後も事業の拡充を図り、支援を行き届かせる必要がある。

《小学校特別支援教育推進事業》
●令和７年度以降の改革改善の内容に記載する内容は必要な取組みであるが、特別支援教育を必要とする児童の減少を促す活動にも精力的に取り組んでいただきたい。
●学習の基礎となる学び方を身に付けるため、予算をより多く確保すべきである。
●小学校入学時における保護者等の特別支援学級への認知度、理解度が上がり１人１人の児童に対する支援ができていることは評価する。
●児童数の減少するなかで特別支援学級数が増え続けており、教室や特別支援教育支援員の確保の問題が生じているので、幼小連絡会において情報の共有が行われることを期待する。</td></tr>
</table>

令和７年度（令和６年度実施事業評価分）
霧島市教育委員会　事務事業評価表

<table>
<tr><th colspan="3">事務事業名</th><th>事務事業の概要</th></tr>
<tr><td colspan="3">中学校特別支援教育推進事業</td><td>LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症などの特別な支援を必要とする生徒が在籍する学級、通常の学級運営が困難な学級に特別支援教育支援員を配置し、円滑な学級運営を行う。</td></tr>
<tr><th colspan="3">成果指標名と実績値</th><th>令和６年度の実績（取組）及び成果</th></tr>
<tr><td rowspan="2">指標</td><td colspan="2">適切な支援を受けられた児童数</td><td rowspan="3">・特別支援教育支援員を11校に22人配置し、本年度は特別な支援が必要な全ての生徒に対して支援・配慮を行うことができた。
・地方交付税交付金による措置がなされているが、本市の実状から、限られた予算内で可能な限り多くの特別支援教育支援員を配置することができた。
・年２回（４月、９月）一同に集まり研修会を行うことで資質の向上が図られた。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実績値</td><td>R5</td><td>650人</td></tr>
<tr><td>R6</td><td>452人</td></tr>
<tr><td colspan="3">令和７年度以降の改革改善の内容
（取り組むべき課題）</td><td>小学校段階から支援を必要としている生徒が多く、中学校での支援もさらに必要になってくる。支援員を数名増やし、支援の充実を図りたい。</td></tr>
<tr><td colspan="3">外部評価</td><td>《小学校・中学校特別支援教育推進事業　共通評価》
●目的妥当性、有効性、効率性の振り返りについては、問題なく対応していると評価できる。
●支援を必要とする児童生徒一人一人に応じた指導が可能になり、教育の質の向上に寄与する事業であり評価できる。
●支援を必要としている児童生徒が増えていることから特別支援教育支援員の体制や質の向上に努めていただきたい。
●学びの保障、教育の公平性を確保する上で重要な事業であり、継続的に取組んでいただきたい。
●支援を必要とする児童数と割合が増加しており、今後も事業の拡充を図り、支援を行き届かせる必要がある。

《中学校特別支援教育推進事業》
●特別支援学級の在籍生徒数（自閉症・情緒）は、令和３年度に対して令和７年度は倍増している。原因と対策に取組む組織体制が必要である。
●小学校段階からの学び方を継続させるため、予算をより多く確保すべきである。
●中学校進学時における小・中学校の連絡会での情報共有が重要である。
●中学校の担任が全てを把握することは難しく、教科担任や特別支援教育支援員との連携を深め、生徒に対する支援が行き届くことを期待する。</td></tr>
</table>

令和７年度（令和６年度実施事業評価分）
霧島市教育委員会　事務事業評価表

<table>
<tr><th colspan="3">事務事業名</th><th>事務事業の概要</th></tr>
<tr><td colspan="3">二十歳の祝典開催事業</td><td>対象者が一堂に集い､社会の形成者になったことを自覚し､自らの力でたくましくより強く生き抜くことを誓う機会。また市民一同で対象者の前途を祝し激励する集い。市内７地区で開催。</td></tr>
<tr><th colspan="3">成果指標名と実績値</th><th>令和６年度の実績（取組）及び成果</th></tr>
<tr><td rowspan="3">指標</td><td colspan="2">参加者の割合</td><td rowspan="3">・令和７年1月3日（金）
溝辺地区、横川地区、牧園地区で開催
・令和７年1月5日（日）
国分地区、霧島地区、隼人地区、福山地区で開催
・対象者の64%が参加した。
・各地区で開催することにより、故郷の良さを再認識し、二十歳を迎えた者としての意識を高めることができた。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実績値</td><td>R5</td><td>63%</td></tr>
<tr><td>R6</td><td>64%</td></tr>
<tr><td colspan="3">令和７年度以降の改革改善の内容
（取り組むべき課題）</td><td>・令和8年1月5日は月曜日となる。この日に開催する場合、大学生や社会人の参加が減少する可能性があるため、学校・企業等へ対象者への配慮をお願いすることとする。
・令和9年1月の国分地区二十歳の祝典の開催場所を変更する。（国分ハウジングホール大規模改修工事のため）</td></tr>
<tr><td colspan="3">外部評価</td><td>●対象者や今後の対象者になる高校生等からのアンケート結果を基に、様々な検討を行っている点は評価できる。
●参加率を向上させるための新たな施策に期待したい。
●少子化により対象者数が減少しても、継続を期待する事業の１つである。
●対象者を祝福し社会人としての自覚を促す機会であり、また、郷土愛や連帯感を育む事業であり評価できる。
●各地区会場での開催から１会場での開催に変更することは会場等を考えると課題が残るが、人口減少している地区における開催方法については、二十歳を迎える方々に市の現状や案を伝え、再度アンケート等で意見を集約したり代表者を集め検討する等が必要である。
●現在、合併前の市町を単位とする地区ごとに開催しているが、将来的な統合に向け、当面は各地区実行委員会間の交流の機会を設ける等の検討を進めていただきたい。</td></tr>
</table>

令和６年度霧島市教育委員会における
教育長及び教育委員活動自己点検評価結果報告書

	評価項目	評価の観点	自己評価結果	評価点	外部評価委員の意見
教育長及び教育委員の活動	(1) 教育委員会の会議の運営・改善	開催回数等	毎月開催する定例会に加え、教職員の人事異動案の内申などに関しては、適切な時期に臨時会で審議した。定例会と臨時会を合わせて13回開催した。	4	毎月の定例会に加え、必要に応じて臨時会を開催している。評価は適切である。
		議案の審議状況	教育委員会規則等の制定や一部改正など、定例会と臨時会で年間13件の議案について、意思決定を行った。 また、令和７年度の教育行政の施策の概要に関して討論し、委員の意見を反映した。	4	霧島市教育委員会に関する諸規則の一部改正など、年間13件の議案を十分に審議し意思決定している。また令和７年度の教育行政の施策の概要にも委員の意見を反映している。評価は適切である。
		事務局との連携	令和５年６月から会議資料がデータ化され、事前配布も郵送からネット配信に変わり、事務局と迅速に連携が図っている。また「GIGAスクール運営支援センターの運営方法と活動状況及び主な支援内容」や「学力向上の指導資料の説明」などの動議について、必要に応じ事務局へ事前に資料要求をした。	4	会議資料のデータ化やネット配信は、事務局との連携強化や効率性など質の高い取組であり、スムーズな会議運営に繋がっている。評価は適切である。
		運営上の工夫	市ホームページを活用して傍聴者募集に努め、会議終了後は会議要旨を市ホームページに掲載している。 委員研究会等の実施には至らなかったが、関心のあるテーマを動議として３件提出し、事務局と活発に議論した。	4	市ホームページを活用した市民への積極的な情報発信が行われている。傍聴者募集については周知方法の工夫を期待する。 委員研究会等の実施には至らなかったが、関心のあるテーマを動議として提出し、事務局と活発に議論したことは積極的な取組である。評価は適切である。
		市長部局との連携	開催された市長部局主催行事や会議に積極的に参加し、市長や副市長をはじめとする出席者と情報交換や情報共有を図り、連携に努めた。教育長だけでなく教育委員にも同様の場が増えるとよい。	3	市長部局主催行事や会議への積極的な参加や情報交換により連携強化に努めたことは評価できる。教育委員の参加機会が増え、市長部局との情報共有や連携がより深まることを期待する。評価は適切である。
		総合教育会議の開催	「児童・生徒の学力や体力」「不登校の現状や課題」「フリースクールの開設と運営状況」など、議題を事前に決め、具体的な取組などを示し教育委員会としての対応状況について情報共有を図り、意見を交換した。	4	第二次霧島市教育振興基本計画（後期計画）について議論を行い、具体的に議題を決めて情報共有・意見交換を行っていることを評価する。重要な議題が多く、活発な討論を望む。評価は適切である。
	(2) 教育長及び教育委員の研修	研修回数等	県、協議会等が主催する研修会に積極的に参加した。研修資料には事前に目を通して、それぞれが課題を持って研修会に参加した。	4	今後も各種研修会へ積極的に参加していただきたい。また、学校教育・社会教育両方の分野の研修会にバランス良く参加できると良い。評価は適切である。
		研修の成果	教育行政の抱える問題解決策等について、専門的な見地からの指導や他市町村の教育委員との意見交換・情報共有を図ることができ、既存事業の見直しや新規事業立案の参考とすることができた。	4	県等が主催する教育上の課題に係る研修会等に積極的に参加し、現状や課題を把握するとともに、研修成果を施策に反映することができている。今後も課題の解決に一層活かされることを期待する。評価は適切である。

令和６年度霧島市教育委員会における
教育長及び教育委員活動自己点検評価結果報告書

	評価項目	評価の観点	自己評価結果	評価点	外部評価委員の意見
教育長及び教育委員の活動	(3) 活動状況	教育委員会主催行事への参加	学校訪問や市教育委員会主催行事へ積極的に参加することで、関係者との連携を図ることができた。	4	積極的に多くの行事に参加し関係者との意見交換及び視察等を行っている。評価は適切である。
		教育委員会以外の行事への参加	事前に案内のあった行事に積極的に参加することで市民との意見交換等に務めた。案内のない行事等への自主的な参加は少なかった。	4	参加するだけでなく市民との意見交換等に努めていることを評価する。案内のない行事への参加も前向きに検討するべきである。評価は適切である。
		行事参加の成果	近年の児童・生徒数の減少に伴い、休校の事例が出てきている中で、将来に向けた総合的な幼稚園・小中学校の統廃合や通学インフラの整備等の課題について、長期的視点に立った活発な議論が望まれると事務局に提案した。	4	行事参加時に市民との意見交換の中で出された声を基に意見を事務局へ提案したことを評価する。評価は適切である。
	(4) 市民との意見交換	移動教育委員会の実施回数と参加人数等	スクールガード・リーダー、いじめ問題対策委員との意見交換会を開催した。スクールガード・リーダー２名といじめ問題対策委員２名の参加があり、活発な意見交換を行うことができた。	4	開催回数は１回だが、教育上の課題に取り組む団体と活発な意見交換が行われたことは評価できる。評価は適切である。
		移動教育委員会の趣旨の達成度	スクールガード・リーダー、いじめ問題対策委員の具体的な活動や取組、それに伴う課題などについて情報共有し、学校と教育委員会と地域ができる連携協力について意見を交換した。	4	趣旨である学校・教育行政・地域との連携協力がなされていると評価できる。意見交換会を通じて把握した現状や課題について、今後も関係機関で連携協力を強固にし課題解決を進めてほしい。評価は適切である。
教育委員会の直接事務	(1) 教育行政の基本方針を定めること		新年度の施策体系表及び施策の概要に関して、定例会で協議した。また、所管する５事業に関して前年度の振り返りを行い、次年度以降の取組に意見を反映させた。	4	前年度の取組状況を基に、次年度以降の取組の改善に役立てている。総合教育会議や教育委員会定例会における審議を経てこれを定めている。評価は適切である。
	(2) 教育委員会規則及び規程を制定し、又は改廃すること		規則等の制定や一部改正など、慎重に審議し、教育全般について、十分な議論を行った。	4	規則等の一部改正について適切に審議し対応している。今後も現状に合った議論を求める。評価は適切である。
	(3) 教育予算及び議会の議決を経るべき議案の原案を決定すること		新年度予算や補正予算に関する市長からの諮問について、十分な検討を行い適切に答申した。	4	必要な施策に関して積極的に審議・提案を行い、十分な予算を確保することで効果的な施策を今後も推進してほしい。評価は適切である。
	(4) 教育委員会の所管に属する各種委員会等の委員の任命又は委嘱に関すること		７つの附属機関等について、人選の偏りや女性の積極的登用などの観点から審議し、新たな委員を適切に任命・委嘱した。	4	適切に審議し任命・委嘱している。女性登用の増加は時代の流れであり今後も継続してほしい。評価は適切である。
	(5) 県費負担教職員の人事異動の内申に関すること		小中学校、国分中央高等学校における児童生徒の指導上の観点から、適切な内申を行った。	4	児童生徒の指導上の観点を考慮し、教職員の人事異動の内申を行っている。教職員の確保は今後も続く課題であるが、優秀な人材確保に努めてほしい。評価は適切である。
	(6) 児童生徒・教職員、市民及び団体の表彰に関すること		教育委員会表彰規程に基づき、顕著な功績等があった18個人・８団体を表彰した。	4	多くの被表彰者を決定しており、喜ばしく思う。評価は適切である。
	(7) 県費負担教職員等の懲戒に関すること		不祥事防止について、教職員の意識啓発に徹底して努めた。	4	教職員の不祥事防止について、意識啓発に徹底して努めており、評価は適切である。

令和６年度　霧島市教育長及び教育委員活動状況調査表

１．教育長及び教育委員の状況

令和６年４月１日現在における、

①教育長	1	人
②教育委員定数	4	人
③②のうち、保護者である委員の数（再掲）	1	人

２．教育委員会会議の状況

①令和６年度定例会開催回数	12	回
うち、会議を公開した回数	12	回
②令和６年度臨時会開催回数	1	回（3/9）
③定例会における議案可決件数（予算、施策にかかるもの）	1	件

予算、施策への反映状況

・令和７年度霧島市教育行政の施策体系表及び施策の概要について

④定例会における議案可決件数（③以外のもの）	9	件
⑤臨時会における議案可決件数	3	件
⑥定例会における傍聴者数（延べ）	0	人

⑦会議録の作成方法	要点筆記、録音して取りまとめ
⑧会議録の公開方法	会議要旨のみホームページにて公開

⑨定例会における主な審議内容（会議要旨）

月	審議内容
４月	臨時に代理した、鹿児島県霧島市立国分中央高等学校学則の一部改正についての報告のほか、４件の報告を受けました。 議案では、霧島市青少年育成センター運営協議会委員の任命、霧島市社会教育委員の委嘱について可決しました。 その他、令和６年４月１日付人事異動（課長補佐・グループ長級）や学校給食費について説明を受けました。
５月	臨時に代理した、霧島市スクールバス運行管理規程の一部改正について、報告を受けました。 また、委員から動議が出され、「新規採用教員に対する教育訓練」について討論しました。
６月	臨時に代理した、議会の議決を経るべき事件の議案の作成に関する答申（令和６年度一般会計補正予算（第２号））についての報告のほか、４件の報告を受けました。 また、令和５年度教育長及び教育委員活動状況評価について討論しました。
７月	臨時に代理した、霧島市公民館運営審議会委員の委嘱についての報告を受けました。 議案では、霧島市立国分中央高等学校使用教科書の採択、令和７年度に使用する中学校教科用図書の採択について審議し、可決しました。 また、委員から動議が出され、「ＧＩＧＡスクール運営支援センターの運営方法と活動状況、及び主な支援内容」について、討論しました。 その他、６月議会一般質問の状況、青少年議会の提言書について説明を受けました。
８月	臨時に代理した、議会の議決を経るべき事件の議案の作成に関する答申（令和６年度一般会計補正予算（第３号））についての報告のほか、１件の報告を受けました。 また、令和５年度教育委員会各種事務事業の評価について討論しました。

９月	臨時に代理した、議会の議決を経るべき事件の議案の作成に関する答申（令和６年度一般会計補正予算（第４号））についての報告のほか、２件の報告を受けました。
１０月	臨時に代理した、議会の議決を経るべき事件の議案の作成に関する答申（令和６年度一般会計補正予算（第５号））についての報告を受けました。 その他、９月議会一般質問の状況について説明を受けました。
１１月	議案では、霧島市立図書館協議会委員の任命について審議し、可決しました。 また、委員から動議が出され、「今年度の学力向上の指導資料の説明」について討論しました。
１２月	議会の議決を経るべき事件の議案の作成に関する答申（令和６年度一般会計補正予算（第７号））に係る臨時代理、議会の議決を経るべき事件の議案の作成に関する答申（霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正）に係る臨時代理のほか、８件の報告を受けました。 また、第２次霧島市教育振興基本計画（後期計画）（案）について討論しました。
１月	霧島市立学校における学校運営協議会設置規則の制定に係る臨時代理のほか、２件の報告を受けました。 議案では、第二次霧島市教育振興基本計画（後期計画）（案）について審議し、可決しました。 また、令和７年度霧島市教育行政の施策体系表（案）及び施策の概要（案）について討論 しました。 また、委員から動議が出され、「特別支援学級の現状」について、討論しました。 その他、12月議会一般質問の状況のほか、３件の説明を受けました。
２月	霧島市立幼稚園規則の一部改正に係る臨時代理の報告を受けました。 議案では、令和７年度霧島市教育行政の施策体系表及び施策の概要、霧島市教育委員会被表彰者の決定について審議し、可決しました。 その他、卒業式及び入学式の出席について説明を受けました。
３月	議会の議決を経るべき事件の議案の作成に関する答申（令和６年度一般会計補正予算（第９号））に係る臨時代理についての報告のほか、３件の報告を受けました。 議案では、霧島市補導員の委嘱及び第４次霧島市子ども読書活動推進計画について審議し、可決しました。 その他、令和６年度鹿児島学力・学習状況調査等について説明を受けました。

⑩会議運営上の工夫、改善状況

ペーパーレス化の推進に資するため、令和５年６月以降、会議資料は紙で配付せず、データ化したものを会議で使用している。また、一部の事務局職員については、リモートにより参加している。
会議資料は内容（議案等）を事前に確認できるように、データを事前に配信している。
さらに、会議における委員からの動議（課題・疑問等の提案）について、事前に事務局に通告を行うなど、限られた時間での討論の充実に努めた。
このほか、会議開催については、ホームページに掲載して周知している。

⑪令和６年度総合教育会議の開催回数	1 回
⑫会議録の作成方法	要点筆記、録音して取りまとめ
⑬会議録の公開方法	会議要旨のみホームページにて公開

⑭総合教育会議における主な審議内容（会議要旨）

月	審議内容
１回 （２月）	「第二次霧島市教育振興基本計画（後期計画）」の策定に伴い、前期計画からの主な変更点の確認と、今後の本市教育にどう繋げていくべきか議論を行いました。 また、本市の児童・生徒の学力、体力及び不登校の現状や課題、フリースクールの開設・運営状況や教育委員会としての対応状況について情報共有を図り、意見交換を行いました。

３．教育長及び教育委員の研修の状況

①令和６年度の研修回数

		国主催	都道府県主催		その他（例：全国または各地域の市町村教育委員会連合会等主催の研修会等）
			県内全市町村対象	県内一部市町村	
教育長	参加回数	2	2	3	5
教育委員	参加人数	0	2	0	11
	延べ回数	0	1	0	5

②研修視察の状況及び施策への反映状況

国主催：全国都市教育長協議会（5/9～5/10 長崎大会）
　　九州都市教育長協議会（5/8 長崎大会）
県主催：県教育行政連絡会　　（4/15 県庁）
　　県市町村教育長会定期総会　（5/17 かごしま市民福祉プラザ）
　　市町村教育委員会委員研修会（7/31 県庁）
　　姶良伊佐地区教育長会（4/17,3/8　姶良・伊佐地域振興局）
その他：九州地区市町村教育委員会研修大会（R6なし／隔年開催）
　　県市町村教育委員会連絡協議会定期総会（5/17 かごしま市民福祉プラザ）
　　県市町村教育委員会連絡協議会研修会（10/21　かごしま市民福祉プラザ）
　　姶良伊佐地区市町教育委員会連絡協議会総会及び研修会（5/15 姶良・伊佐地域振興局）
　　姶良伊佐地区市町教育委員会連絡協議会研修視察（11/1 鹿児島高等特別支援学校、鹿児島地方気象台）
　　姶良伊佐地区社会教育振興会総会・研修会（6/6 姶良公民館）
　　姶良伊佐地区生涯学習推進大会（2/2 溝辺公民館）

　教育行政の抱える問題解決策等について、専門的な見地からの指導や他市町村の教育委員との意見交換・情報共有を図ることができ、既存事業の見直しや新規事業立案の参考とすることができた。

４．教育長及び教育委員の活動の状況

①教育委員会所管施設の訪問回数	延べ	56	回	
うち、学校訪問の回数	延べ	55	回	
②教育委員会主催行事への参加回数	延べ	192	回	
③教育委員会以外の市主催行事への参加回数	延べ	41	回	(37)
④各種公共的団体等主催行事への参加回数	延べ	97	回	(79)
⑤地域行事への参加回数	延べ	16	回	(16)

⑥①～⑤参加時の市民との意見交換の状況（雑感）　※（　）教育長

・継続的に実施してきた霧島しごと維新の取り組みは、保護者を含め参加者が年々増加傾向にあり、地元企業や職場を見学できることで将来の職業意識が高まり、地元への就職率の向上に寄与していると思われる。
・GIGAスクール構想も第二期目・５年目に入り、通信環境の整備も進みタブレットを活用した効果的授業の実施が多く見られたものの、各学校間の「授業の質」には未だバラツキがあり、今後の課題の1つと言える。
・鹿児島学力・学習状況調査をＣＢＴで実施することにより、児童生徒が自らの学びに生かすとともに、各学校では詳細な分析を個別最適な学びに活用できる環境になった。
・心の健康アプリの活用状況については、登録数そのものは目標を満たしていると思われるが、本来の目的である「いじめや不登校に繋がる芽を摘む取り組み」としては、その活用方法に課題が残っていると言える。
・近年の児童・生徒数の減少に伴い、本市でも休校・廃校の事例が出てきている中で、将来に向けた総合的な幼稚園・小中学校の統廃合や通学インフラの整備等の課題について長期的視点に立った活発な議論・方向性が望まれる。
・学校訪問では、各学校の現状と、昨今の社会変化に対応している様子を知ることができた。
・福山公民館がリニューアルオープンされ、今後、福山地区の社会教育振興のために、大いに活用して頂きたいと感じた。

５．教育長及び教育委員と市民の意見交換の状況

①実施回数		1	回
②延べ参加者数	延べ	13	人
③開催場所		霧島市役所別館４階　大会議室	
④開催日時	第１回	令和６年11月19日(火)16:00～	

⑤主な意見等

●スクールガード・リーダー及び霧島市いじめ問題対策委員会との意見交換会

【スクールガードリーダーの職務】
① 巡回指導する各学校で、校長と連携を図り、教職員やＰＴＡ会員、地域住民からなるスクールガードを育成する
② 巡回指導する各学校の安全体制について評価する。場合によっては改善を勧告するなど、学校の安全体制の整備に積極的に関わる。
③ 児童及びＰＴＡ会員等を対象とした安全教室等で講師を務める。

【霧島市いじめ問題対策委員会活動内容】
委員会は、教育委員会からの諮問に応じ、次に掲げる事務をつかさどる。
① 霧島市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等のため調査研究等、有効な対策を検討するための審議に関すること。
② 学校におけるいじめ事案について、当該学校からの報告に基づき、教育委員会が調査を行う必要があると判断した時の調査に関すること。

（主な意見等）
○見守り活動・通学安全
・ 学校によって子どもの交通ルールの理解・自主性に差。
・ 危険箇所（柵や蓋がない用水路や横断歩道の劣化など）への早急な対応が必要。
・ 学校の防犯体制にばらつきあり。フェンスや施錠が不十分な学校も。

○ いじめ・相談体制
・ いじめの定義が曖昧で、受け取り方に左右されやすい。
・ SSW（スクールソーシャルワーカー）の必要性が再認識されている。
・ 他職種連携・相談しやすい体制づくりが課題。

○ 地域連携と教育
・ 地域ボランティアやスクールガードが活動中。連携の仕組みづくりが必要。
・ 「歩育」や交通マナー意識付けの重要性が指摘された。

令和６年度霧島市教育長及び教育委員会の自己点検・評価シート

	評価項目	評価の観点	評価の着眼点	評価点
１ 教育委員会の活動	(1) 教育委員会の会議の運営・改善	ア　開催回数等	定例会・臨時会の適切な開催	① ４
		イ　議案の審議状況	審議件数の妥当性 委員の意見の反映度	② ４
		ウ　事務局との連携	委員への委員会事前の資料配布 事務局への事前の資料要求等	③ ４
		エ　運営上の工夫	委員研究会等の事前勉強会等の実施 会議の公開と傍聴者の状況 会議録の公開、広報・広聴活動の状況	④ ４
		オ　市長部局との連携	市長・副市長等との情報交換 各部主催事業との連携・協力	⑤ ３
		カ　総合教育会議の開催	会議の開催状況 市長との情報共有	⑥ ４
	(2)　教育長及び教育委員の研修	ア　研修回数等	国・県・地区・市のバランスのとれた研修計画 研修内容の工夫・充実 当面する課題に対する委員研究会の実施	⑦ ４
		イ　研修の成果	研修の成果の施策への反映状況 懸案事項等の課題の解決状況	⑧ ４
	(3)　教育長及び教育委員の活動状況	ア　教育委員会主催行事への参加	学校の主催行事への参加状況 教委単独主催行事への参加状況	⑨ ４
		イ　ア以外の行事への参加	各種団体主催行事への参加状況 地域行事への参加状況	⑩ ４
		ウ　行事参加の成果	行事参加による市民の意見や改善点の反映 独自の感想や判断による意見等の反映 次期施策等への提案	⑪ ４
	(4) 市民との意見交換	ア　移動教育委員会の実施回数と参加人数等	適切な時期・開催場所の妥当性 参加人数と意見の活発度	⑫ ４
		イ　移動教育委員会の趣旨の達成度	教育委員会の意義の理解度 意見への施策反映状況	⑬ ４
２ 教育委員会の直接事務	(1) 教育行政の基本方針を定めること		新年度の施策体系への意見の反映状況 新規事業等への意見の反映状況	⑭ ４
	(2) 教育委員会規則及び規程を制定し、又は改廃すること		規則等制定への適切な意見と提案の反映状況 市民への影響のチエック機能状況	⑮ ４
	(3) 教育予算及び議会の議決を経るべき議案の原案を決定すること		新年度予算編成への意見の反映状況 補正予算・決算等への意見の反映状況	⑯ ４
	(4) 教育委員会の所管に属する各種委員会等の委員の任命又は委嘱に関すること		委員の任命・委嘱における意見の反映状況	⑰ ４
	(5) 県費負担教職員の人事異動の内申に関すること		学力向上等に対応した指導法改善対策 生徒指導の充実対策 特別支援学級設置の充実	⑱ ４
	(6) 児童生徒・教職員、市民及び団体の表彰に関すること		優秀な成績を収めた児童生徒・教員及び学校や団体等の推薦・表彰	⑲ ４
	(7) 県費負担教職員等の懲戒に関すること		不祥事防止のための施策提案	⑳ ４
３ 総合評価	特記事項等 ・教育委員と市長が対話できる場は総合教育会議のみであり、市長部局との連携した取組の機会が少ないと感じた。 ・教育委員会表彰における被表彰者の選定方法を見直し、学校からの被表彰者を推薦に加え、事務局で被表彰者候補になりうる者の抽出を行ったことで、より多くの被表彰者を決定することができた。 ・訪問する機会がほとんどない学校以外の教育施設の見学や、教育委員間の協議の場をより設ける必要性があると感じた。			①～⑳の平均　Ａ （４．０） Ａ×２．５ (10．0)

（注１）評価点の付け方：　①～⑳は四段階評価とし、４＝（８割以上達成）、　３＝（６～７割台達成）、２＝（３～５割台達成）、１＝（０～２割台達成）で評価する。

（注２）総合評価点は①～⑳の平均（小数第２位四捨五入）を２．５倍し１０点満点（小数第２位四捨五入）とする。